

日本人等 大学院生 及び「高等教育の修学支援 新制度」の要件を満たさない学部生 2023年度入学料徴収猶予 申請書類の配付及び申請受付の期間について

以下のとおり申請書類の配付及び申請の受付を行いますのでお知らせします。

1. 対象者：次の一つに該当する大学院生及び学部生（学部生については、「高等教育の修学支援新制度」の要件を満たさない者。「高等教育の修学支援新制度」の予約採用者や申請予定者については別様式による申請となります）
 - (1) 経済的理由により納付期限までに納付が困難で有り、かつ、学業優秀と認められる者
 - (2) (1) 以外の者で、入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であることを認められる者
 - (3) (2) に準ずる場合で、相当と認める事由がある者

2. 申請書類の配布

ホームページからダウンロードすること。

「2023年度入学料徴収猶予申請要領」（日本人等 大学院生及び「高等教育の修学支援新制度」の要件を満たさない学部生用）

http://www.tufs.ac.jp/student/tuition_scholarship/exemption02.html#Anc012

3. 申請書類の受付

○受付期間：入学手続受付期間・時間と同じ（入学手続書類に同封してください。）

4. 留意事項

- ・原則として代理申請は認めませんので、本人が申請してください。
- ・やむを得ない事情により期限までに申請できない場合は、**必ず事前に**学生課に相談してください。**入学料徴収猶予申請をせずに入学料の振込をしなかった場合は、入学手続は完了にはなりません。**

- ・学生課宛ての問い合わせは以下の要領で、メールで問い合わせること。

件名：【入学料徴収猶予問い合わせ】受験番号〇〇〇〇〇〇 氏名

本文：【受験区分】学部 or 大学院

【問い合わせ内容】

2022年12月

東京外国語大学 学生課

E-mail : gakusei-kakari@tufs.ac.jp